

甲賀市新たな日常に向けた地域経済活性化支援金 Q & A
(7月1日更新: Q4、Q12、Q42、Q43、Q44)

【支援対象者】

Q1. 従業員数が税務申告書類の記載数と異なっているがどうしたらよいか。

A1. 令和2年5月25日時点において、募集要領の「第4 小規模企業者の要件」の考え方により積算した従業員数を記載してください。

Q2. 新型コロナウイルスの影響で現在は休業している。申請できるか。

A2. 令和2年5月25日時点で甲賀市内に店舗又は事業所を有しており、今後も甲賀市内において営業又は事業を継続する意思のある事業者であれば申請できます。

Q3. 個人で農業を営んでいる。申請できるか。

A3. 申請できません。(個人の農林漁業者は対象外とします。) 農林業者は、国の「経営継続補助金」等の対象となります。詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください。

Q4. 個人事業主とは、個人で事業を営んでいけばよいか。

A4. 個人事業主とは、税務署へ開業届を出し、税務申告をされている方をいいます。個人で事業を営んでいる方でも、開業届を出されていない方や税務申告をされていない方は対象となりません。また、5月26日以降に開業届を出されても対象となりません。(以下の個人についても同様)

- ・開業届の控えを紛失した場合 → Q42を参照してください。
- ・開業届を税務署に出していない場合 → Q43を参照してください。

Q5. 個人で工房を営んでおり、市内のギャラリーで販売している。申請できるか。

A5. 甲賀市に住民登録されており、開業届を出し税務申告をされていれば申請できます。工房及びギャラリー(店舗)を甲賀市内に有しており、継続的に事業を行う場所で必要な整備が常設している形態であればそれぞれ申請できます。

Q6. 甲賀市内の自宅で総菜を作り、お店に卸している。申請できるか。

A6. 申請できます。開業届を出し税務申告をされていることが条件となります。

Q7. 甲賀市内の一般診療所や歯科診療所は申請できるか。

A7. 申請できます。一般診療所や歯科診療所はサービス業として扱いますので、常時従業員が5人以下であれば支援対象となります。また、司法書士事務所や土地家屋調査士事務所等も支援対象となります。

Q8. 営農組合で農事組合法人であるが、商工業者として対象となるか。

A8. 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者をいいます。農事組合法人であれば、農産物の生産だけでなく、加工品の製造や小売販売といった事業を行っている場合で、常時従業員の規模が小規模企業者の要件に準じる場合は対象となります。その際は別に事業内容や常時従業員数が分かる資料を提出ください。

Q 9. 施設運営者と契約し、施設内でインストラクターをしているが、申請できるか。

A 9. 甲賀市に本店（個人事業主にあつては住民登録）がある事業者は申請できます。ただし、複数の施設において契約し事業を行っている場合でも支給額は10万円となります。市外の事業者は、市内で240日以上営業を行っていることが条件とします。その際は、施設の所有者との契約書などに類する書類を添付してください。（家庭教師なども同様）

Q 10. 市内の自宅の一部屋を教室にして、ピアノ教室を行っているが、申請できるか。

A 10. 甲賀市に本店（個人事業主にあつては住民登録）がある事業者は申請できます。

Q 11. 市内の複数の場所でピアノ教室を営んでいるが、それぞれの教室で申請できるか。

A 11. その教室が継続的に事業を行う場所であり、必要な整備が常設している形態であれば、複数の教室を対象とすることができます。ただし、その教室が事業を行う時間のみ使用する場合であれば、複数であっても支給額は10万円となります。

Q 12. フランチャイズ契約店舗のオーナーであるが申請できるか。

A 12. 甲賀市に本店（個人事業主にあつては住民登録）がある事業者は申請できます。
なお、市外に本店（個人事業主にあつては住民登録）がある事業者で、市内に店舗がある場合も申請対象となり、支給額は10万円となります。

Q 13. 複数の場所に貸している事務所（店舗）があるが申請ができるか。

A 13. オーナーは、賃貸業を営む事務所（店舗）が申請対象となります。ただし、市外の事業者は、複数の店舗がある場合でも、支給額は10万円となります。なお、市内に所有される賃貸物件は、申請の対象となりません。

Q 14. 自動車で移動販売をしている。申請できるか。

A 14. 営業上の管理を行う事務所が対象となります。車両を事業所とみなしません。また、土地・建物の所有者（管理者）から許可を得て営業している許可書に類する書類を添付してください。市外の事業者は、市内で240日以上営業を行っていることが条件とします。

Q 15. 移動屋台による飲食業を営んでいる。申請できるか。

A 15. 営業上の管理を行う事務所が対象となります。車両を事業所とみなしません。また、土地・建物の所有者（管理者）から許可を得て営業している許可書に類する書類を添付してください。市外の事業者は、市内で240日以上営業を行っていることが条件とします。

Q 16. 自宅でネット販売（無店舗での販売）をしている。申請できるか。

A 16. 甲賀市に住民登録されており、開業届を出し税務申告をされていれば申請できます。不特定である複数の場所において事業をされている場合でも、支給額は10万円となります。

Q 1 7. フリーランスのライターをしている。申請できるか。

A 1 7. 甲賀市に住民登録されており、開業届を出し税務申告をされていれば申請できます。不特定である複数の場所において事業をされている場合でも、支給額は10万円となります。

Q 1 8. 1つの建物において、複数の事業者がそれぞれの事業を行っている。事業者ごとに申請できるか。

A 1 8. 事業者ごとに申請できます。支援金の額はQ 3 2を参照してください。

Q 1 9. サラリーマンであるが、依頼があればケーキを製造販売している。市内の自宅で製造し、週末のマーケットで販売しているが申請できるか。

A 1 9. 申請できません。副業ではなく、継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいる方を対象としています。

Q 2 0. 4月1日時点では小規模企業者(飲食業)であったが、6月1日付で正社員を雇用し、「常時使用する従業員」が6人となり、小規模企業者でなくなった。申請できるか。

A 2 0. 5月25日時点での状況となるため、申請できます。

Q 2 1. 甲賀市に住民登録がある個人事業主であるが、店舗は甲賀市外のみである。申請できるか。

A 2 1. 申請できます。ただし、複数の店舗がある場合でも支給額は10万円となります。

Q 2 2. 湖南市に住民登録がある個人事業主であるが、甲賀市内で飲食店を経営している。申請できるか。

A 2 2. 申請できます。ただし、市内に複数の店舗がある場合でも支給額は10万円となります。

Q 2 3. 甲賀市内(2店舗)と甲賀市外(2店舗)に飲食店4店舗を経営しているが、全4店舗をして申請してよいか。

A 2 3. 甲賀市内の2店舗分のみ申請できます。

Q 2 4. 甲賀市内の建設現場に仮設事務所を設置し、従業員が常時滞在している。支給の対象となるか。

A 2 4. 一定期間の設置である仮設事務所は、支給の対象にはなりません。

Q 2 5. 建設業を営んでいる。事務所と別に資材置場を所有しているが申請額は20万円としてよいか

A 2 5. 資材置き場は支給の対象とはなりませんので、申請額は10万円となります。

Q 26. 直近の売り上げは減収していないが、申請できるか。

A 26. 申請要件を満たしていれば、申請できます。

Q 27. 従業員数により中小事業者又は小規模事業者かどうか判定するにあたり、自らの業種をどのように判定したら良いか。また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われるのか。

A 27. 以下、「第13回改訂（平成26年4月1日施行）」からどの業種に該当するのをご確認ください。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で中小事業者又は小規模事業者かどうかを判断します。

第13回改定（平成26年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

※出展：中小企業庁 HP 【http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf】

【申請手続き】

Q 28. 申請書の提出方法は。

A 28. 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請書の提出は、原則、郵送のみとします。

Q 29. 申請書類の提出期限は。

A 29. 提出期限は令和2年11月30日（月）までです。

Q 3 0. 一旦は提出期限までに提出したが、申請内容に不備があり、訂正しなければならない。訂正は11月30日以降になってもよいか。

A 3 0. 訂正済みの申請書類を、提出期限までに提出していただく必要があります。申請書類の作成には十分ご注意くださいとともに、期限に余裕をもって申請してください。

Q 3 1. 支援金はいつ支払われるのか。

A 3 1. 交付決定及び額の確定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。

【支援金額】

Q 3 2. 支援金の上限はあるのか。

A 3 2. 次の表のとおり、支援金には上限があります。ただし、支援金の交付は支援対象者1者につき1回限りです。

個人事業主	住民登録	市内			市外		
	店舗住所	市内	市外	市内&市外	市内	市外	市内&市外
	補助対象	○ 上限30万円	○ 上限10万円	市内店舗のみ○ 上限30万円	市内店舗のみ○ 上限10万円	×	市内店舗のみ○ 上限10万円
法人	本店住所	市内			市外		
	店舗住所	市内	市外	市内&市外	市内	市外	市内&市外
	補助対象	○ 上限30万円	○ 上限10万円	市内店舗のみ○ 上限30万円	市内店舗のみ○ 上限10万円	×	市内店舗のみ○ 上限10万円

募集要領の「第3 支援対象者」で確認いただけます。

【添付資料】

Q 3 3. 申請者名と開業届の名義が異なる。

A 3 3. 申請者と開業届は同一の場合のみ対象とします。なお、法人名称の変更や婚姻などにより、申請者名と開業届記載の名称とが異なる場合は、名称変更の経過が確認できる書類を添付してください。

Q 3 4. 通帳の見開きのコピーを添付する必要があるが、ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいか。

A 3 4. ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカード等）で代用いただいても結構です。当座預金の場合は、金融機関から郵送されている当座勘定照合表などを提出してください。

【対象期間】

Q 3 5. 新型コロナウイルス感染症の状況が収束しない場合、対象期間の延長はあるか。

A 3 5. 現時点では、延長の予定はありません。

Q 3 6. 予算額を超えた時点で申請受付は打ち切るのか。先着順か。

A 3 6. 申請期限までに提出された申請書は、すべて受け付けます。

【その他】

Q 3 7. 市税を滞納しているが、申請できるか。

A 3 7. 申請できます。

Q 3 8. 甲賀市の店舗又は事業所の所在が確認できる資料とは何か。

A 3 8. 個人事業主は開業届と直近の確定申告書の写し、法人は現在事項全部証明書の写しを提出してください。複数の店舗又は事業所を申請する場合は、パンフレット・ホームページの写しなどを併せて提出してください。

Q 3 9. 確定申告書の控えを紛失した。

A 3 9. 税務署で再発行を受けるか、税務署の申告書等閲覧サービスの画面写真を提出してください。

Q 4 0. 商工会の会員であるが、市役所へ申請書を提出してよいか。

A 4 0. 商工会の会員は、商工会あてに郵送により提出してください（※遵守）。 商工会の会員は、商工会で交付事務を行うことにより、早く振り込みすることが可能です。（迅速な処理を行う目的で、支援金の交付に関する事務を甲賀市から商工会へ委託しております。）

非会員の方は、市役所の商工労政課あてに郵送により提出してください（※遵守）。
市は、審査と振り込みに一定の時間を要する場合があります。

Q 4 1. 7月10日に商工会の会員となった。どちらに申請書を提出してよいか。

A 4 1. 商工会の会員になった7月10日時点で申請書を提出されていない場合は、商工会へ郵送してください。7月10日以前に市役所へ申請書を郵送されている場合には、市役所から振り込みをいたします。

申請を二重に行い、二重に振り込みを受けた場合は、交付決定及び額の確定については取り消します。また、支援金の返還を請求します。

Q 4 2. 開業届の控えを紛失した。

A 4 2. 開業届の控えを紛失した場合は、次のいずれかで代替えとします。

- 青色申告をされている方は、直近の確定申告書の写し「第一表」と「第二表」と併せて、次の書類のいずれかを提出してください。
 - ・直近の青色申告書承認申請書の写し
 - ・直近の青色申告書決算書の写し
- 税務署で開業届の閲覧を行い、開業届の内容が分かるようにスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影したものを印刷し提出してください。内容の確認が難しい場合は、再提出をお願いする場合があります。撮影の際はしっかりとご確認ください。
- 開業届を提出した時期により、税務署に開業届の原本が保管されていない場合は、「別紙様式1 新たな日常に向けた地域経済活性化支援金交付申請に係る個人事業の開業届出書の代替書類の提出について」に、直近の確定申告書の収支内訳書等を添付し提出してください。ただし、この場合は、開業届の控え（写真の印刷）や青色申告決算書の写し等を提出いただいた場合と比べ、関係機関に確認を行うため、審査に時間を要しますのでご理解をお願いします。

（提出書類）

- ・別紙様式1 新たな日常に向けた地域経済活性化支援金交付申請に係る個人事業の開業届出書の代替書類の提出について

直近の確定申告書の写し

- ・「第一表」と「第二表」
- ・「収支内訳書」の両面（事業所得、不動産所得等がある場合）
- ・「所得の内訳書」（雑所得等、第二表に書ききれない収入がある場合）

※住民税申告をされている場合は、住民税申告書の写しと収支内訳書等を提出してください。

Q 4 3. 開業届を税務署に出していないが税務申告をしている場合は申請できるか。

A 4 3. 個人事業主とは、税務署へ開業届を出し、税務申告をされている方をいいます。

開業届を出されていない場合は、次のいずれかで代替えとします。

- 青色申告をされている方は、直近の確定申告書の写し「第一表」と「第二表」と併せて、次の書類のいずれかを提出してください。
 - ・直近の青色申告書承認申請書の写し
 - ・直近の青色申告書決算書の写し
- 白色申告をされている方は、「別紙様式2 個人事業主としての確認書（開業届未提出者提出書類）」に、直近の確定申告書の収支内訳書等を添付し提出してください。ただし、この場合は、青色申告決算書の写し等を提出いただいた場合と比べ、関係機関に確認を行うため、審査に時間を要しますのでご理解をお願いします。

（提出書類）

- ・別紙様式2 個人事業主としての確認書（開業届未提出者提出書類）

直近の確定申告書の写し

- ・「第一表」と「第二表」
- ・「収支内訳書」の両面（事業所得、不動産所得等がある場合）
- ・「所得の内訳書」（雑所得等、第二表に書ききれない収入がある場合）

※住民税申告をされている場合は、住民税申告書の写しと収支内訳書等を提出してください。

Q 4 4. 独立し個人事務所を4月1日より開業したが、個人事務所の税務申告がまだである場合の提出書類はどうなるか。

A 4 4. 「直近の確定申告書の写し」が提出することができませんので、そのような場合は、次の住所が確認できる書類を提出してください。

- 法人：印鑑証明書の写し
- 個人事業主：住民票の写し又は運転免許書の写し等